

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。

【事業環境変化対応型支援事業】

小規模事業者と
免税事業者のための

【インボイス制度の勘所】

インボイス制度の申請方法と 申請後の具体的な 実務対応のポイント



受講料
無料

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。インボイス制度が導入されると、「消費税の仕入税額控除の方法が変わる?」、「免税事業者を続けられないのか?」、「取引を断られる可能性がある?」など様々な疑問や問題が出てきます。

そこで本セミナーでは、「インボイス制度の申請方法と申請後の具体的な事務対策」について、小規模事業者が準備すべきことなど、分かりやすく解説いたします。

〔カリキュラム〕

- ◎ インボイス申請書の書き方と注意点
- ◎ インボイス登録申請後の事務の流れとポイント
- ◎ インボイス作成上のポイントと注意点
- ◎ 消費税への対応策、申告と納税・計算方法と簡易課税の選択
- ◎ 制度開始までにやっておきたい自社・取引先への対応策

講師
プロフィール

蒼馬(あおば) 税理士法人
代表社員・税理士

いけがしら くにゆき
池頭 邦之 氏



昭和43年生まれ。中央大学附属高等学校卒業。

平成3年、中央大学商学部会計学科卒業。卒業後、大原簿記学校税理士科講師、財務諸表論・相続税法を担当。平成12年、税理士試験合格。平成13年、税理士登録。その後、平成25年2月に開業。本職の税理士業務をこなしながら、マーケティング、飲食店の集客についてのノウハウも学ぶ。現在では、一般社団法人日本フードアカウンティング協会に加盟。

飲食店の利益を生み出す専門スキルを持った税理士として活躍中。

主催：日光商工会議所

共催：(公社)鹿沼日光法人会藤原栗山支部



令和5年 **8月4日(金)**

(日時)

14:00~16:00

会場 ▶ 藤原公民館 (日光市鬼怒川温泉大原 1406-2)

定員 ▶ 30名(定員になり次第締め切ります)

【申込方法・申込先】

下記申込用紙にご記入の上、FAXにてお申込みください。

☞ 日光商工会議所 鬼怒川事務所 TEL:0288-70-1171

FAX:0288-70-1172

令和5年8月4日(金) 「インボイス制度対策セミナー」受講申込書

* 切り取らずに FAX してください。

日光商工会議所鬼怒川事務所 行 (FAX 0288-70-1172)

令和 年 月 日

事業所名		住所	
電話番号		FAX 番号	
受講者名		受講者名	

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講座開催における本人確認、参加者申込書作成及び講習会に関する連絡の目的のみ使用致します。